九條殿遺誡

雜訓戒類

服部文庫
イ17
101

九條殿遺誡
文寛上人狀
竹馬抄

117
101

京都帝国大学図書

九條殿遺誡　日中行事

造次可張座右

先起て属星の名号七遍　微音　と稱せよ

次境とゝもとく面をあらよ次磨とんさく

日乃名号を唱へ次楊枝をとりてすゝに

むかひてよとあゝ次佛名を誦すいよ

いよのつゝ尊重すると云へ神社を念

すゝ次眠るのことを記せ事多ハ日中に

次粥とゝ次次頭とゝ　これとゝすゝ

次るあゝの代あを除き　三ケ日ゝゝ一度

是の代あを　次日を擇て沐浴せよ　七ケ日ゝ一

浴すゝ次ゝ西と八寅ゝ　度過日ま

三むまなゝき日ホすも　次出仕すゝき事

あゝは即衣冠を服ゝて　解後すゝ次

よりひくもの[illegible]
ことゝなれ又人の物事をとゝのへとゝのふるたく
その思ところとの〳〵こゝろ事よりて
人のことをいつへ〳〵さはるゝ人はいとく
突ハにより心は堀々ゝられとはゝゝあく
又云事まつびくゝゝ[illegible]
とゝくめくみゝ〳〵次相書の膳つ〇のもと
し多浪ことゝなれ多飲ことゝなれ肉刺を
まゝすゝてこれを食すゝ〳〵詩よ云
戦々慄々ゝゝく日よ一日を慎しめ深淵
よ臨ことく薄氷を履か如しとゝへ是長
久のたゝうびことゝなく
元成色しく頗ゝ[illegible]

とよよハあれは書傳とよゝ次ゝ跡を
まゝゝへゝゝをはゝゝゝの遊戯をゆゝす但
鷹犬博奕ゝゝく禁遏するとこゝあるも
元服已ハすゝ妄運よ趨ゝゝる前云
所為もあくゝゝ仕ゝやくゝ
とゝゝめくゝゝすゝゝゝとあゝひて
寶号をゝゝへよりハ眞言を誦せよ
多少よりくハ人の物根よゝゝ
〳〵不信の輩ハ服常よして終下を
寸前鑒すくよ迫〳〵負信公語曰延長
八年六月廿六日清涼殿よ霹靂ゝゝ
侍臣ゝゝとゝゝ吾心中よ三寶よ帰
涙しゝゝゝ懼ゝゝゝゝゝゝ

右術言清貫右中弁希世よりの書状
と尊さとさしあ人すくなき婚姻の
まれもとれをとりくこと真
を帰する力元宗弘とのうる又信心貞潔
智行の偽多少たへ人はまこうのくもと
あのこと人は現世の助のとあり則
れはもれ用るもと頗書記をもて則
心を我相の書籍をとくめはとふれさて後
まこと先秋祝の変すをうへ次
暦書をくくの吉凶をこうへ年中
行事略して件の暦はこうはあよ
毎日次々くまりこの事をこと
まくこうて用意さるみのれ公事

をしはりとくに四事をえりるもこと忠
忘をなんのためはは作くの件のことは
まこるはくこ仏其中は要樞の公
事及ひ君又はとこの事は鑒をるつへ
こくこをこるてはは忠真のへをて
凡君のあはかこは
訳のためはかこは孝敬の誠をはは
このことをうやまはは父のまくこ
あひはふのこくはをはは
大小の事はるこ心はるこ
作はて織井もこはるはこ
こんはやまうはるは事はこは
そのしをこうはよへこうこみを

すえたいたんやうのものをまゐらせ姉妹
よりてもてなく慇懃にもてなすとて
こころざしのこころの中物に湯少に湯
してかすかに飯に向せたりとうるる
に貴情あるものもおやのもとあるさ
ハあるハたやくこうこと絶るれ
ようとしてもいつも飯に向ん代る事
あるハからもさうこうもまをあること
病患あるにあること
打やに湯すへしうこ故障あるハたやく
消息をもうく夜こゝの事者とも
文王の母よりしてもて飲暴するよ
まとも凡人のあるハてもまた恭敬のまこ

とをもて慢逸ハをまとも仕れ
文多ハいてさるハと意をとりハるハ
がしハ邪のあるハ出ること
かすかにもて毎
ハるこのたにおかること
とをけしてたさ
ぬるりくハとかさてと
すまてつすれ
とをいしてハ
人をくロとして
とハこのもの
ハやしすれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

訴とらるゝ次第は条々その所職の
所りてそうしていたし申候事ハ
ゆくさきおゐの所ゝ地頭給主方人
とゝのゝ所ゝ庵室僧侶
ゆ人ハ地ゝ方さまよ申とりて申さと
くゝ道あるあとゝ人まゝ所りとゝ
なまゝゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ責とゝ
ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ
ゝ所ゝ所ゝ人のまゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ
ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所

文芳上人状

宣而にくくしく成しに成申侍る
ていてしらぬ所にて侍る事と
申いはんこと故ち待なりとそ申
申しけるをかしなりと侍る
此ものの申に故ち待東大寺法華堂の申
ロ行をいとゝ文ら紙こうとう偏
ものかうていしらぬ共仏ぞてそ海
し申さるものの見しれかゝ
りて仏のかんとしてこれ成と

利益するゆへにこれをんのてら
ドスルヽ所ハ仏ハ
安穏ニかしやせ給ふ所ハ
仏法をたもつ所ハこのしゆりせ
ん所なる一寺ハ天王ハ国ハ
ふ所なるゆへに国王ハ
宝蔵ハ国ハ
あもり敬ふ所ハ
ゆへ
ハ
ハ
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かなよりはるかにいたりて
なをまりいかまことにかれ
ものしらぬしかるにおれ
しまにおれやまいをもうけり
ものしたてのまふ霊験を祈
力をかりせとうくるを行人すし
長陸の大行といへり世をうりり
いへり門教書し宣くるに花も
ありりしくるをかしまの仏
不思の仏とまてはの地の方角を資
とていあれのこりのとるかれ
あるふかるまもいりねるを花
伝なはいゆるしいあるまりたのも

人のもけさ武人者
まるまる人とのこまりしくるを
まいさは男いはるまし流りいて
ものくるをとりをとんをの
れていとくるりはの重花
はのいくりてをこまとろ修験を法
りていりをを京中のあれりのいまを
いくる後とのこんは旅をとる行を
せの費とりんを行り国て源言を変
をりりをはのやうるまをりの分
にをしていをくるかりはは
して信をいあをとる行あをを
はのやうをるまを

こゝろをかけ、[illegible]の訳の法を
はらんで帝をとゝのへ奉りあつまりて
つゝしみをなせる[illegible]
行てのうれしかりしとき[illegible]
とゝまれ行るはゝ[illegible]
強をこくしかるもいとも
かゝりつゝ一定うとまれ侍て
共[illegible]
うくかりもとゝ神をとゝ
ぬつりうるのかゝをいとゝかゝ
もしし[illegible]
[illegible]
[illegible]

行しはるけしも慶の[illegible]
せ[illegible]
[illegible]
[illegible]

めいさやいとをこてやけし病金
ゆ也宗淳この時代いはのまれそとく
と多代りん和ふをる毒ゆめ
くゆ和仲と二て御ゆ
たゆるゆももくゆりゆはて
四つるゆていとそくゆれ
三せりのとこりふくゆもたるす
ゆりゆすゆゆゆゆ和ゆとゆはゆを
世と宗和ゆとりゆとのゆゆゆ事ゆ和
の宗淳を使ゆそのゆりゆはゆゆゆゆゆ
主の文殊ゆ事ゆ為ゆ上ゆ為ゆ
申しゆ為ゆ清言

四月廿三日　文覚

頼朝
御所殿御返事

尼御前御返事　尼御前之時

元治元年十二月廿七御教書文覚上人
被きゝ国ゝ可ゝ此御文夏被申之

竹馬抄

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ことに為る八中にあるべし
一人として根をたれたる者の底に
いたる所に四方に流れ恒沙に用る諸
うりまたまたたまの仏法底
に入て不可思議の法門を
明らめて衆生の心に
心とこうして仏法を
むとて一つの是非の
是非をふるたくさんの中に
一方とはいえども一つの法門
教とおもうて諸の是非を作る
と教えてこれを通ずるに一切
まで八万四千の法門の通ずる一つの法

門を作るべしとて教えて
如来の仏法の
他人をたんとうの法門
まうとて
多くの人に法門
一仏乗とはいえども
なまじいに
ことに中に八万四千の
作るり仏の
法華経に
仏の
仏法
仏成し
かさんとて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

乃方此て善薩の教ひ給ふ
おの〳〵のこゝろ
一切の人心の
世中に居れのとり
ゝ代々まもり
如来をこゝろ
つゝしみ
常ゝ成て人
天下ゝ
ゝ
経冊ゝ
信心の如意の
ゝし給へ
はゝ

みのこゝろ
ゝ
こゝ
乃
ゝ
奉
ゝ
笠
の事
一切五
人
ゝ
ゝ
人
ゝ

用いるとすれば、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

永徳三年二月九日

道將 俗名号左衛門佐
沙弥円

義將 報恩寺殿

足利氏嫡
義家四代末孫義氏一男
丹後尾張守 宮内少輔左衛門尉 石馬頭正五下 新改又尾張

○泰氏 ― 家氏 ― 宗家

母平泰時女
法名祐阿
文永七年五月十日 卒 七十九

母平朝時女
左衛門尉尾張守
斯波 従五下中務大輔

母平為時女
従五下左將監
孫三郎

家貞 早世
母平時盛女

高經
母大江時秀女
修理大夫尾張守
右馬頭孫三郎
従四下法名道朝

昇殿左衛門正四下
義將 ― 義重
左兵衛治部輔